

(仮称)佐原太陽光発電事業に係る環境影響評価準備書に対する環境の保全の見地からの意見について

1 環境の保全の見地からの意見について

(1)工事の実施によるもの

環境要素(環境要因)	福島市の意見	準備書 該当部分	提出課
	意見はありません		

(2)土地又は工作物の存在及び供用によるもの

環境要素(環境要因)	福島市の意見	準備書 該当部分	提出課
景観	<p>準備書の景観シミュレーションのために作成されたフォトモンタージュについては、事業実施区域を拡大している箇所が不明瞭であるため、評価書には事業実施区域を拡大した写真も掲載すること。</p> <p>その際、拡大部分については出来る限り解像度を高くし、実際に設置するパネルを図の中に用いる等して、完成後のイメージが容易に理解できるようなフォトモンタージュとすること。</p>	<p>主要な眺望 景観の予測 結果 p547-p551</p>	都市計画課

(3) 上記(1)、(2)双方によるもの

環境要素(環境要因)	福島市の意見	準備書 該当部分	提出課
水環境 土壌に係る環境 その他の環境	<p>「太陽電池モジュール設置用地内には、ふとんかご、編柵工、浸透式集水柵等を設置し、伐採前と同等の流速係数を維持させ雨水の浸透を促し、太陽電池モジュール設置エリア毎に設置する沈砂池に雨水を導き、地下に浸透させる計画である。」とあるが、開発区域内の全ての雨水を浸透して処理するのは困難と思われるので、沈砂池や浸透柵の容量算出方法等の考え方を明示すること。</p>	<p>土地利用計画 p6 排水計画 p16</p>	河川課

(4) 事後調査にかかるもの

環境要素(環境要因)	福島市の意見	準備書 該当部分	提出課
水環境	対象事業実施区域及びその周辺では、湧水や地下水を水源とする簡易水道や専用水道が所在するとともに、井戸水が飲用等の生活用水に利用されている。 このことから、本事業計画の実施による影響を確認するため、事後調査計画の調査の項目に地下水(湧水、井戸水を含む)の水量及び水質等を追加することを検討し、検討結果を評価書に記載すること。	(1)水道用水としての利用 p142～p143 2.地下水の利用状況 p145～p146 事後調査計画 p585、p592	保健所 衛生課
水環境	水質調査と水量調査については、工事中と工事後(敷地の存在)にも調査を行うこととし、調査回数も明示すること。降雨時は毎月実施することや、沈砂池設置後も定期的に水量調査を実施し、能力の維持管理に努めること。	事後調査計画 p585 第8.1-1表 補足調査・モニタリング計画	農業委員会
動物	有害獣対策(ツキノワグマ、ニホンザル等)について、現段階での行動範囲の調査をするとともに、事後調査で行動範囲の変化を確認すること。	調査結果 p401 第6.5-5表 哺乳類確認種 第6.5-6表 トラップ調査結果 事後調査計画 p585 第8.1-1表 補足調査・モニタリング計画	

(5) 事業終了後にかかるもの

環境要素(環境要因)	福島市の意見	準備書 該当部分	提出課
森林保全	発電事業終了後、土地を現状に回復させる計画と明記されており、森林伐採箇所については、造林はしないとのことだが、森林の役割は土砂災害の防止や水源涵養等があるので、植林し適切に管理するよう求める。	廃棄物処理計画 p18 2.2.11	農林整備課

2 その他環境要素に含まれない総括的事項についての意見

その他	福島市の意見	準備書 該当部分	提出課
総括的事項	事業の実施にあたっては、各種関連法規に基づく必要な手続き等について、事前に行政担当窓口等の指導を受けること。		関係各課共通
	事業の実施にあたっては、周辺の住民及び隣接する土地の地権者に対して、十分に説明を行い、合意形成を図ること。		

3 防災上の意見、指導、その他協議すべき事項

その他	福島市の意見	準備書 該当部分	提出課
防災上の意見・協議・指導事項について	<p>土砂災害防止法で指定されている箇所および福島県が基礎調査を完了し土砂災害警戒区域等を公表している箇所について、その位置を確認し図面に明示すること。また、本事業により土砂災害が起こらないようにすること。</p>	排水計画 p16	河川課
	<p>他の発電事業における排水対策が不十分なため、雨水により周辺農地が水浸しになる事案があった。 発電敷地からの雨水や土砂の流込による営農への支障や水路・河川への土砂流入による水害等が起こらないよう、異常豪雨等も想定した最大限の対策を実施すること。</p>	土地利用計画 p6 排水計画 p16	農業企画課
	<p>開発予定地については、農業振興地域の整備に関する法律における農用地区域の指定がされているので、農山漁村再生可能エネルギー法の適用対象地域外となる。 農山漁村再生可能エネルギー法の適用を計画するのであれば、事業計画を変更するか、あるいは農振除外について農業企画課と協議すること。</p>	土地利用計画 p6	
	<p>太陽光発電施設で、メンテナンスを除いて架台下の空間に人が立ち入らないものであって屋外的用途に供しないものは建築物に該当しないため、開発許可は不要となるが、付随する管理施設及び変電施設で建築物に該当するものを設置する場合で、区画、形の変更を伴う場合は、事前に開発建築指導課と協議すること。</p>		開発建築指導課
	<p>環境影響評価手続き外での自主的な取り組みとして複数回、説明会や現地案内会を実施しているとの事だが、地区住民からは説明内容が難しく、中身を理解する前に事業が進められてしまうのではないかと不安が寄せられている。 分かり易い事業の説明と、地区住民に寄り添った説明会を複数回重ねていくよう要望する。</p>		農業委員会事務局
	<p>当該施設の火災危険性には、落雷などの自然現象やたばこの投げ捨て等人的失火がある。 極力火災リスクをなくすために雑草メンテナンス(草刈り後の除去処理を含む)を確実に実施すること。</p>		消防本部警防課
	<p>ソーラーパネル火災は、消防活動上感電事故の二次災害の危険性があることから、メンテナンス委託業者が有事の際現場にいち早く到着し、消防活動に協力できる体制をとること。(遮光シートの準備等)</p>		